

2026.1.25
第97号

家庭問題情報誌

小あみゅう

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



Family Problems Information Center

《目 次》

- 令和家族考 97《民法等の一部を改正する法律（家族法制の見直し）の概要及び施行に向けた準備状況について》1—3頁
アラカルト 97《日・米・オランダにみる、離婚後の子どもと親を支える心理支援》4—5頁
海外トピックス 97《海外の離婚後の子の養育計画の概要と日本の課題について 一その1》6—7頁

◆令和家族考 97

民法等の一部を改正する法律（家族法制の見直し） の概要及び施行に向けた準備状況について

法務省民事局民事第二課長（前民事局参事官） 北村 治樹

父母の離婚後の子の養育の在り方について民法等の一部が改正され、令和8年4月1日に施行されることになりました。運用に向けて省令も整いつつあります。改正の内容について、直接かかわってこられた法務省民事局北村治樹第二課長（前民事局参事官）に解説していただきました。

第1 はじめに

令和6年5月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号。以下「本改正法」という。）が成立しました。

父母の離婚後の子の養育の在り方は、子の生活の安定や心身の成長に直結する問題であり、父母の離婚に直面する子の利益を確保するためには、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが重要です。本改正法は、父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益を確保するために、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の規定を見直すものです。

第2 親の責務等に関する規定の新設

父母が適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことは、子の利益の観点から重要であり、このことを民法上も明確にする必要があるため、本改正法は、親権の有無や婚姻関係の有無にかかわらず、父母は、子の人格を尊重してその子を養育しなければならない

こと、父母は、子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならないこと、父母は、子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならないこと等を明確化しました（新民法817条の12）。

また、親権は、親の権利のみでなく義務としての性質も有し、これを子の利益のために行使しなければならないと理解されています。この趣旨を明確化するため、本改正法は、親権は、子の利益のために行使しなければならないことを明確化しました（新民法818条1項）。

第3 親権に関する改正

1 離婚後の親権者の定め

現行民法は、父母の婚姻中はその双方を親権者とする一方で、父母の離婚後は必ずその一方のみを親権者と定めなければならないとしています。こうした規定に対しては、子の利益を確保するためには、父母双方

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが望ましいことから、その見直しが必要であるとの指摘がされていました。そこで、本改正法は、現行民法を見直し、父母の離婚後もその双方を親権者とすることができます（新民法819条）。

離婚後の父母双方を親権者とすることができる仕組みの導入に当たっては、離婚後の親権者を、誰が、どのように定めるのかが問題となり、特に、DV等のおそれがある事案への対応を懸念する声がありました。本改正法によれば、まず、父母が協議離婚をするときは、父母の協議で¹⁾、その双方又は一方を親権者と定めることとし、その協議が調わなければ、裁判所が、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮した上で、父母の双方又は一方を親権者と定めることとなります（同条1項、2項）。その上で、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」は、裁判所は必ず父母の一方を親権者と定めなければならないこととし、その具体的な場合として、①父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるときと、②父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他的心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、親権者の定めについての協議が調わない理由その他的事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるときがあることを例示しています（同条7項）。

また、協議離婚の際に、DVなどを背景とする不適切な形での合意によって親権者の定めがされた場合には、子にとって不利益となるおそれがあるため、本改正法は、こうした場合にも対応することができるよう、家庭裁判所の手続による親権者の変更の際に家庭裁判所が父母の協議の経過その他の事情を考慮すべきこととしています（同条8項）。

このほか、認知された子（父母が婚姻関係にない子）について、本改正法は、父母双方を親権者とすることができます（同条4項）。

2 親権の行使方法

本改正法は、父母双方が親権者である場合、父母が共同して親権を行いますが、「子の利益のため急迫の事情があるとき」（新民法824条の2第1項3号）や「監護及び教育に関する日常の行為」（同条2項）をするときは、親権の単独行使が可能であることを明確化しています。「子の利益のため急迫の事情があるとき」とは、「父母の協議や家庭裁判所の手続を経ていては、

適時に親権行使することができず、その結果として、子の利益を害するおそれがあるような場合」をいい、例えば、入学試験の結果発表後の入学手続のように一定の期限までに親権を行うことが必須であるような場合、DVや虐待からの避難が必要である場合などが考えられます。「監護及び教育に関する日常の行為」とは、「日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないもの」を指します。²⁾

また、父母双方が共同で親権を行うべき事項についての父母の意見対立に対応するための手続を新設しています（同条3項）。

3 監護についての定め

本改正法は、父母の離婚後の子の監護について、「監護の分掌」の定めをすることができるのを明確化しています（新民法766条1項）。

また、本改正法は、監護者を定めた場合における監護者の権利義務の内容を明確化しています（新民法824条の3第1項、2項）。

なお、本改正法において（監護者以外の）親権者が監護者による監護教育を妨げてはならないとしている（同条2項）のは、（監護者以外の）親権者の行為と監護者の行為が抵触する場合の優先関係を明らかにする趣旨です。そのため、監護者の定めがされた場合であっても、（監護者以外の）親権者は、その親権に基づき、財産管理権行使することができ、また、（監護者による監護教育を妨げない範囲で）監護及び教育に関する日常の行為をすることができます。

第4 養育費に関する改正

養育費の履行確保は、子の健やかな成長のため、重要な課題です。

本改正法は、養育費の取決めの実効性を向上させるため、養育費債権に先取特権を付与することとしており（新民法306条3号、308条の2）、これにより、債権者は、調停調書や公正証書といった債務名義がなくても、民事執行（担保権実行としての差押え等や財産開示手続、第三者からの情報取得手続）の申立てをすることができ、かつ、その執行手続において、他の一般債権者に優先して弁済を受けられることとなります。

また、本改正法は、離婚の際にDV等の事情により養育費に関する協議や家庭裁判所に対する手続の申立てをすることが困難な場合に対応するため、養育費の取決めを補充する趣旨で、父母の生活水準に即した養育費の取決め等がされるまでの当面の間、離婚時から

1 異婚届書の様式も、本改正法の施行に併せて改正されます。

2 具体的な場面を想定したQ&A形式の解説資料を後記第8の関係府省庁等連絡会議の幹事会で検討して法務省HPで公表しています。

子一人当たり月額2万円の暫定的な養育費を請求することができるという「法定養育費」の制度を新設しました（新民法766条の3）。³⁾

このほか、本改正法は、民事執行の申立ての負担を軽減するため、1回の申立てにより複数の手続を連続的に行うことができるとする規定（新民事執行法167条の17）や、家庭裁判所の手続における収入情報の開示命令に関する規定（新家事事件手続法152条の2、新人事訴訟法34条の3等）を新設しました。

第5 親子交流に関する改正

父母の別居後や離婚後も、適切な形で親子の交流の継続が図られることは、子の利益の観点から重要であり、また、親子交流の実施に当たっては、その安全・安心を確保することも重要です。

本改正法は、現行法には規定のない婚姻中の父母の別居時における親子交流に関する規定を整備しました（新民法817条の13）。

また、裁判所の調停手続や審判手続等において、適切な親子交流の在り方を検討する上では、試行的に親子交流を実施し、その状況を調整・判断の資料とすることが望ましい事案があります。親子交流の実施が望ましいと考えられる事案においても、裁判手続中に親子交流が行われずに長期間が経過すると、親子関係に影響を与えるかねないとの指摘もあります。そこで、本改正法は、適切な親子交流の実現のため、裁判所が、裁判手続中に、事実の調査のため、当事者に対し親子交流の試行的実施を促すことができる仕組みを設けました（新家事事件手続法152条の3、新人事訴訟法34条の4等）。

このほか、本改正法は、父母の離婚後も適切な形で子が祖父母等との交流を継続することが望ましい場合もあることを踏まえ、家庭裁判所は、子の利益のために必要があるときは、祖父母等と子との交流を実施する旨を定めることができ、祖父母等も、一定の要件の下で、その審判の申立てをすることできることとしました（新民法766条の2）。

第6 養子縁組・財産分与等に関する改正

本改正法は、養子縁組後に誰が親権者となるかを明確化する規定（新民法818条3項）や、15歳未満の子の養子縁組の代諾に関して親権者である父母間で意見対立が生じた場合の調整規定（新民法797条4項）を整備しました。

財産分与について、本改正法は、その取決めを促進

し、離婚後の夫婦間の財産上の衡平を図るために、財産分与を家庭裁判所に請求することができる期間を2年から5年に伸長するとともに、その請求において家庭裁判所が考慮すべき要素を明確化しました（新民法768条1項、2項。なお、令和7年通常国会において成立した年金改革法において、年金分割の請求ができる期間も5年に延長されています。）。また、財産分与に関する家庭裁判所の手続において、財産情報の開示命令の規定を新設しました（新家事事件手続法152条の2、新人事訴訟法34条の3等）。

このほか、本改正法は、夫婦間契約の取消権の規定（旧民法754条）を削除し、配偶者が強度の精神病に罹患し回復の見込みがないことを離婚原因とする規定（旧民法770条1項4号）を削除しています。

第7 施行期日

本改正法は、令和8年4月1日から施行されます。

第8 施行準備状況について

本改正法は、子の養育に関する広範な場面に影響を与えるものですから、その円滑な施行のためには、関係府省庁等の所管に関わる場面にも配慮した周知・広報等が必要です。

また、本改正法の円滑な施行のためには、制度の見直しだけではなく、併せて適切な支援の拡充も必要となることから、父母や子への支援に関する施策を所管する関係府省庁等との連携も必要となります。

そのような観点から、本改正法の円滑な施行のための環境整備に関し、関係府省庁等による密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」（連絡会議）が設置されました。連絡会議は法務大臣を議長とする局長級の会議で、最高裁判所家庭局長もオブザーバーとして参加しています。

また、連絡会議の下には各府省庁等の課長級の幹事会が設置され、より実務的な事項の協議等を行っています。

幹事会は今年の8月までに5回開催されており、第2回会議までに、周知広報用のパンフレットを作成して配布し、その後、具体的な場面を想定したQ & A形式の解説資料を作成し、法務省のウェブサイトで公開していますので、ぜひ参照してください。⁴⁾ 引き続き、法務省においては、積極的な周知・広報に努めていきます。

3 法務省HP「養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会」https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00268.html

4 法務省HP「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900355_00001.html

日・米・オランダにみる、 離婚後の子どもと親を支える心理支援

白梅学園大学子ども学部教授 福丸 由佳

改正民法の施行を控えた現在、離婚前後の未成年の子どもや親に対する、早急かつ充実した支援が大きな課題となっています。今号では日本における心理的な家族支援の研究、実践に取り組んでおられる福丸由佳教授に、米国及びオランダの支援も交えて紹介していただきました。

1 米国の FIT プログラムとの出会い

17年前、米国で家族支援の学びの機会を探す中で、ケンタッキー州ルイヴィルで実施されていた、離婚時の心理教育プログラム FIT (Families In Transition: 移行期の家族) に出会いました。FITは、離婚申請時に裁判所からの指示で参加が義務付けられ (DVなど更なるケアが必要な場合は除く)、親グループに加え、5歳からの子どもと思春期のグループがあります。親の離婚という共通の背景を持つ子どもたちが、楽しい遊びも含め賑やかに参加する姿は印象深いものでした。

「幼児期の子どもも、両親の関係や一方の親の不在など多くのことに気づいている。(今は難しいかもしれないけれど) これからの成長過程で役立つことがある」というプログラム開発者でルイビル大学教授(当時)のBrown先生の言葉を実感させる子どもたちの様子、けだるしがれど言いたいこともそれなりにある思春期の子どもたち、さまざまな思いを抱いつつ、互いの話に耳を傾ける親たちの姿。日本で果たして…という思いも抱えつつ、文化に即した改変の許可もいただいてプログラムを持ち帰りました。

2 日本の社会・文化の中で

FAIT (ファイト) としてスタートした日本での取り組みは、法制度の違いもあって、試行錯誤しながら FAIT-Japan のメンバーで実践を継続してきました。祖父母のページを加えた親プログラムは、4~5時間で“離婚にまつわる子どもの気持ち” “親子の関係” “離婚後の親同士の関係” の内容を2回に分けて実施します (詳細は、福丸, 2023¹⁾)。コロナ禍後は主にオンラインで実施しています。参加の前後で、親の意識はある程度変わりうること (例えば、「一方の親がもう一方の親とも話すよう子どもに促す」)、また、参加者同士のやり取りからの気づきも多く、情報共有と共にお互いのエンパワーメントにもつながることを実感しています。

子どもグループは、怒りなどの感情を扱う内容から始まる米国版に対し、日本版は、多様な家族の存在→その1つの形としての離婚→その中で経験しうるさまざまな気持ち、という流れにしています。そして、まずは子どもなりの思い (時には誤解も) を受け止めつつ、親同士の関係に巻き込まれ過ぎることなく、子どもとしての時間を過ごせるようを目指すと共に、子どもにとってかけがえのない楽しい遊びも大切にしています。

とはいっても、子どもの感想や親御さんからのフィードバックを通して実践の意義も感じつつも、細々としたものであるのも正直なところ。思春期の子どもグループも同様です。一方、大学生になると自分の体験を話し、他の人の話も聞きたいというニーズが増えることもあります。彼らの話からハッとさせられることも多く、子どもの声にしっかり耳を傾けることの大切さにも改めて気づかされます。

3 トラウマインフォームドケア (TIC) と、さらなる出会い

実践を重ねる中で、親向けにはトラウマインフォームドケア (TIC) の視点も大切と実感するに至りました。子どもにとって逆境体験の一つとされる離婚について、子ども理解の観点から TIC を盛り込んだのですが、親自身の子ども時代の体験や傷つきについても言及される方が多いことに気付きました。そこで数年前から TIC についての学びと、同じく TIC を踏まえたペアレンティングプログラムの CARE (Child-Adult Relationship Enhancement 子どもと大人の絆を深めるプログラム) を加え、6回で1クールの実践も行っています。

さらに数年前、白梅学園大学子ども学研究所を通して、オランダ応用科学研究所 (TNO) 主任研究員で、離婚時の支援と研究に携わる Dr. Mariska Velderman と出会いました。今年の8月に学会参加で来日された折、科研費研究²⁾ の研究協力者でもある

マリスカ先生に、オランダの家族支援と心理支援プログラムのワークショップ（以下、WS）をお願いすることができましたので、情報共有を兼ねて、一部を紹介させていただきます。

4 オランダの離婚事情と家族支援

離婚のケースのほとんどが共同親権を占めるオランダでは、配偶者間の合意による書面を裁判所に提出するだけで離婚が成立するケースがとても多く、協議離婚の多い日本の状況に近い面もあるようです（とはいえ、事実婚や同棲カップルも多く、正確な数字の把握は容易ではないとのこと。また、配偶者間の合意には同一弁護士に相談するケースも多いそうです。）。

また、任意で実施される離婚時の親ガイダンスなどの家族支援は地方自治体の管轄で、地域の支援に関するデータベースが整備されているとのこと。それを基に離婚申請時に裁判所からも支援プログラムへの参加を促す情報提供が可能な流れでできているそうです。小規模自治体の場合、隣接する複数の自治体と連携し共同で実施するなど、地域における広域連携も進んでいるようです。また、こうした家族支援プログラムの費用は自治体が負担するので、ほとんどの場合、参加費は無料です。一方、対象となるプログラムには、一定のガイドラインや理論的根拠に基づくこと、といった基準があり、効果研究の実施も推奨されています。

マリスカ先生方のプログラムは、①親向けのグループATLAS (Divorce Atlas: 離婚時の道しるべ) (1回2時間×2回)、②4～6歳の子どもグループTough Turtle : かっこいいタートル (45分×12回)、③6～8歳の子どもグループCourageous Dinosaur : 勇敢なダイナソー (45分×12回) の3つです。離婚前後に大切なことは、文化を問わず共通点が多いことを実感すると共に、オリジナルの米国版ではロールプレイだったところを動画に代えるなど、文化に即した改変も行ったそうです（日本で行うとなると、実施回数なども気になりますが、10回でも可能のこと）。

既にプログラムの効果が示され³⁾、子ども向けはEUのベストプラクティス賞も受賞しています⁴⁾。4歳からの実践には驚きましたが、遊びを多く取り入れた楽しい雰囲気に加え、親しみやすいカメや恐竜のパペットの存在が、子どもの安心感や安全感につながり、子どもの語りを促す大切な役割を担っているとのこと。こうした細やかな配慮がされたプログラムです。

子どもグループは、学校や図書館など子どもに馴染みのある場所で放課後に実施され、楽しくてためにな

ると伝え聞いた親からの申込みに加え、教師からの紹介も多いそうです。自治体の管轄となって20年。この間、学校や地域との連携がかなり進んだとのこと。他の子どもたちの目は…?と気になるところですが、教育現場をはじめとする、“こうした取組みが特別視されない環境づくり”にも力を入れてきたことが窺えます。大人の意識のありようも含め、やはり、子どものウェルビーイングが最上位のオランダから学ぶところは、まだ沢山あります。

5 多職種・異職種同士のつながりと支えあい

このWSは、科研費の研究テーマでもある多職種連携による協働的な取組みも目的の一つでした。WS形式ゆえ定員40名以内という限定的な声かけとなりましたが、それでも法律、心理、医療、福祉、社会学などの領域の方々が参加してくださいました。「オランダの実情や実践を知り、日本で何ができるか考える機会となった」等の声と共に、「他職種の方と話すことができて有意義な時間だった」「多角的な視点を得られ、大変興味深い議論ができた」といった感想も沢山いただき、協働的な取組みの意味を感じた次第です。

離婚は、両親の別れという痛みも伴いますが、一方で、親が子どもと少しでもよい関係を築くことや、時には外の力も借りながら可能な範囲で親同士が工夫しようとする姿から、子どもが感じることも少なくない…。親の離婚を経験した学生たちと接する中で、私自身が教えられていることの一つです。

そして、これは家庭内に限らず、社会のありようにもあてはまると言えます。さまざまな領域や組織に属し、それぞれの分野における支援に切磋琢磨してきたからこそその経験知や互いの強みを活かし、情報共有し補い合いながら協働していくこと…。制度の移行期にある我々が進む次なるステップであると同時に、そこから生じる良い循環が、次世代の子どもたちに示すことのできる一つの形にもなれば、と感じるこの頃です。

注1 福丸由佳編 2023 離婚を経験する親子を支える心理教育プログラム FAIT 新曜社

注2 JSPS 科学研究費 基盤B 研究代表：福丸由佳
課題番号：25K00784

注3 M.K.Velderman et al., 2022 Preventive Group Training Improve Outcomes Children' After Divorce: A Dutch-Quasi experimental Study, *Journal of Child and Family Studies* 31, 1069-1079

注4 European Commission Best Practice Portal - Best Practices search

海外の離婚後の子の養育計画の概要と 日本の課題について－その1

東京国際大学人間社会学部教授 小田切 紀子

本年4月に、子の利益を優先するために父母の養育の責務を明確化した改正民法が施行されますが、これを具体化するためには、親の別居や離婚の際に、子の養育に必要な親子の交流や養育費その他の事項を取り決める「養育計画」が重要です。そこで日本ではまだなじみの薄い「養育計画」について、小田切紀子先生に、海外の状況を報告していただきます（本号と次号に連載します）。

1 家族法改正における養育計画について

2024年5月に成立、2026年4月1日に施行予定の改正民法では、離婚制度に養育計画を組み込むには至りませんでした。しかし、養育計画の重要性の認識は高くなっています。この改正民法に係る衆議院及び参議院の法務委員会の附帯決議では、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援について必要な施策の検討を求めていました。

これらの状況に鑑み、法務省は2024年度に日本加除出版株式会社に委託して、離婚をする父母間における子の養育計画が適切に定められる方策を検討するために「離婚後の子の養育計画に関する調査研究」を行い、2025年3月に調査報告の業務報告書を公開しました。内容は多岐にわたりますが一部を紹介すると、海外における養育計画の法制度及び運用、民法学及び心理学等の知見を踏まえた養育計画の標準的な内容、養育計画作成に向けた当事者支援の在り方等を検討し、モデル養育計画を提案しています。ただし、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）や虐待などの危険性の高い家族の場合、父母で養育計画の作成が合意できない場合、また、共同親権を選択する際に、将来の紛争を予防するために、子の居住地や転居、医療に関する事項や学校進学・大学や就職に関する事項の協議方法が合意できない場合などについては、今後の検討課題となっています。海外の養育計画については、養育計画に関する法制度、養育計画書の内容、養育計画書の作成の支援について、アメリカ（カリフォルニア州）、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、台湾が紹介されています。

本稿では、上記の「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務報告書」を参考にしつつ報告者が視察した国（アメリカ（アリゾナ州）、ドイツ、韓国、オー

ストラリア、シンガポール）の養育計画及びそれに関する支援について、2回に分けて報告します。1回目は、アメリカ、ドイツ、韓国です。

2 海外の養育計画書の概要

海外の養育計画書を概観すると、各国とも養育計画書のためのガイドラインやハンドブックが作成されています。その内容は、「養育計画書の意義・重要性」「作成の留意事項」「親権（単独親権と共同親権）の説明」「面会交流・養育費の説明」「両親が養育書作成において合意することの重要性」「両親が協力して子育てをすることの重要性」「子育て支援情報」「両親が養育計画の作成に合意できない場合の支援機関」などが盛り込まれています。

また、①子の年齢・発達の程度、②当事者間の葛藤の高低、③父母の各居住地の距離の遠近、④DV、虐待、薬物依存、犯罪等の危険性の高低等の観点等から、家族の養育類型に配慮した複数の養育計画書のモデルを用意している国もあります。さらに、各国とも養育計画書の雛形が示されており、オンラインで作成できます。

なお、養育費については、養育計画書に含めている国と含めていない国があります。

3 アメリカ（アリゾナ州）

養育計画の作成が義務付けられており、裁判所に離婚を申し立てるときに親講座（親教育プログラム）の受講修了書を提出しなければなりません。裁判所が内容を確認し、承認を得た養育計画は法的効果を持ち、違反者にはペナルティが科されます。親講座において、子のために養育計画を作成するのは、両親の役割であることが強調されており、家庭裁判所が、養育計画作成のガイドラインやハンドブックをオンラインで提供しています。養育計画書は、父母それぞれの子どもに

に関する法的決定権や子と過ごす時間、意見の対立や不履行が生じた場合の解決方法も記載することになっています。

両親が養育計画書の作成に合意できない場合は、弁護士や民間メディエーター、あるいは裁判所のメディエーションのメディエーターが作成の支援をしています。それでも合意できないときは、裁判所が養育計画の具体的な内容を決定します。両親が子の共同法的監護¹⁾をする場合、子の健康、教育、福祉に関することについて協議しなければならないので、協議する項目をチェックする仕組みになっています。協議項目の例としては、学校の入学・退学、カウンセリングの開始、医師・歯科医などの選択、特定の宗教活動への参加、国外・州外への旅行などがあります。また、アメリカには一方の親が子を連れて引っ越し（リロケーション）する場合、アリゾナ州では100マイル（約160km）の移動、または州外への移動を希望するときは、リロケーションを希望する親はもう一方の親に対して、書面で45日前までに通知しなくてはなりません。移動の距離は州によって若干異なりますが、通知を受けた親が、リロケーションに異議を唱えた場合、裁判所は、移動の理由、子と両親との関係、移動が子の精神的・肉体的幸福に与える影響などの観点から、「子の最善の利益」（the child's best interests）に叶うかどうかを判断します。アメリカ・アリゾナ州の裁判官は、リロケーションは複数の要因を考慮する必要があるので、リロケーションを希望する親に対して「相手方の親と子どもの立場に立って考える必要があります。我が子が別の都市へ引っ越ししたら自分はどう感じるか、子の年齢と成熟度、発達上のニーズ、学校と仕事のスケジュール、交通費、各都市における支援的な家族や友人の存在、拠大家族との関係など全ての要因を考慮してください。」と助言しています。

4 ドイツ

ドイツの家族法では、離婚後も両親が共同で親権を持つのが原則ですので、どのようにして両親が子を共同で育てるかについて取り決める養育計画書の作成が重視されています。養育計画書の目的は、両親間の対立を減らし、子の生活リズム・教育・居住環境を安定させることです。養育計画書の内容は、居住（子どもがどちらの親と主に住むか）、面会交流（頻度、面会場所、具体的なスケジュールなど）、学校教育（学校の選択、教育方針、習い事の方針）、医療（治療・保険などの決定権と費用分担）、養育費（金額と支払方法）、連絡・情報共有（子の学校・健康・日常生活の情報共

有の方法）、特別事項（宗教教育、国外への移動、祖父母との関係など）です。養育計画書の作成は、法的に義務付けられていませんが、養育に関する取決め（親子交流、養育費など）で合意に至らない場合、裁判所が父母に対して養育計画書の作成を促すことがあります。

養育計画書の作成に際して、裁判所、民間メディエーション機関が支援をし、作成のガイドラインやガイドラインを提供しています。少年局をはじめとする相談機関（家族に関する相談や心理相談等を取り扱う公的・民間の機関）が、作成について助言と相談を行っています。少年局は、日本の児童相談所と家庭裁判所の一部の機能を有しており、養育計画書作成の支援、養育・面会交流に関する助言、監督付き面会交流支援などをています。両親が養育計画で合意できない場合は、少年局が家庭裁判所に報告書を提出します。その場合も、子の福祉を最優先して、家庭裁判所に助言します。

このように、ドイツでは裁判所が少年局などの各種相談機関、民間メディエーション機関と協働して、裁判手続きの迅速化と紛争解決の合意形成を支援しています。

5 韓国

韓国は、日本と同様に協議離婚制度があり、協議離婚をする場合は、子どもの親権や養育、面会交流に関する事項について当事者間で合意した内容を記載した「子の養育と親権者決定に関する協議書」の提出が義務付けられています。養育計画書は、この協議書の一部となる子の養育に関する具体的な計画を記載したものです。協議書の内容が子の福祉に反する場合は、家庭法院（家庭裁判所）が修正を命じるか、子の年齢や意思、父母の財産状況などを考慮して必要な事項を決めます。両親が話し合い、養育計画の合意作成を目指しますが、協議ができない場合は、家庭法院が民間機関と連携しながら協議書作成を支援しています。

養育計画書の主な内容は、子の監護者（どちらの親が主に子を養育するか）、養育費（金額、支払方法、支払い期間、増減額の条件など）、面接交渉（頻度、方法、長期休暇中の面会交流、連絡方法）、養育（子の居住場所、教育に関する方針、医療に関する事項など）です。
(以下次号)

注1 アメリカでは、共同親権には共同法的監護と共同身上監護があり、共同法的監護とは、離婚後も両親が共同で子の教育、医療、宗教など重要な養育事項について決定権を持つことです。



消防団防災学習



宝くじ桜



移動採血車



宝くじドリームジャンボ絵本

宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



青色回転灯装備車



パブリックアート



滑り台広場



検診車



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

